

大府医発第 207 号
（総務課企画室）
令和 7 年 7 月 8 日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長
加 納 康 至
（公印省略）

令和 7 年賃金構造基本統計調査の実施へのご協力方お願い

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

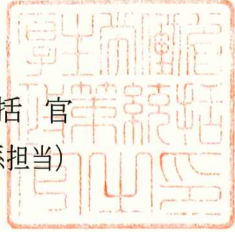
厚生労働省で実施している「賃金構造基本統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等別に明らかにするもので、昭和23年以来毎年実施しています。それぞれ具体的な調査事務は、厚生労働省、都道府県労働局、国が調査を委託した民間事業者がとり行なっておりますが、今般、日本医師会より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、このたびの調査実施に際し、会員各位のご協力が得られますよう貴職のご高配をお願い申し上げます。

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
T E L 06-6763-7021 F A X 06-6764-0267

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 7 年賃金構造基本統計調査の実施に係る協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段のご配慮、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和 23 年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、無作為に抽出した事業所を調査の対象としております。

また、調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしており、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添 1「調査計画」及び別添 2「調査票」に基づき、令和 7 年 6 月分の賃金等について調査することとしております。つきましては、貴団体参加企業の事業所が調査の対象になった場合には、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、円滑な実施に格別のご配慮をお願い申し上げます。

参考として、調査対象事業所に配布する「記入要領」及び「挨拶状」を添付いたします。

また、広報文の原稿を用意いたしましたので、周知等にあたりご活用ください。

今後とも、賃金構造基本統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

* 賃金構造基本調査の内容、記入方法などについてはホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>

賃金構造 事業所

検索

【担当】

厚生労働省 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付

参事官付 賃金福祉統計室 賃金第三係 湊 西井 永野

電話番号：03-5253-1111（内線 7658, 7659）

メールアドレス：chinkou@mhlw.go.jp